

## ○松阪市議会議会報告会実施要綱

平成24年10月18日議会告示第2号

改正 平成25年9月6日議会告示第1号

平成26年2月12日議会告示第1号

平成26年9月2日議会告示第3号

令和元年6月20日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第5条第2項の規定に基づき、松阪市議会が実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 報告会は、当初予算又は決算を審議する定例会終了後の年2回開催を原則とする。ただし、広報広聴委員会において必要と認める場合は、随時開催するものとする。

(報告内容)

第3条 報告内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 予算、決算等の審議状況
- (3) その他必要と認める事項

(班の編成及び構成)

第4条 報告会は、班単位で実施し、4班編成とする。

2 班構成は、所属する常任委員会、期別、年齢等を踏まえ、広報広聴委員会において協議し決定するものとする。ただし、広報広聴委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 班に代表者を置き、構成員の互選により決定するものとする。

(報告会における役割分担)

第5条 報告会における司会進行者、報告者及び記録者は、それぞれの班において協議し決定するものとする。

2 質疑応答については、班に所属する議員全員で行うものとする。

(会場等)

第6条 報告会の日程及び会場並びに各班が担当する地区は、広報広聴委員会において協議し決定するものとする。

(資料)

第7条 報告会において配付する資料は、共通のものとする。ただし、広報広聴委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(記録及び公表)

第8条 報告会の記録は、要点記録とし、概要を市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革特別委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年9月6日議会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年2月12日議会告示第1号）

この告示は、平成26年2月12日から施行する。

附 則（平成26年9月2日議会告示第3号）

この告示は、平成26年9月2日から施行する。

附 則（令和元年6月20日議会告示第1号）

この告示は、令和元年6月20日から施行する。